

キャッシュレス決済導入業務仕様書

1 業務名称

キャッシュレス決済導入業務

2 業務目的

中泊町（以下「本町」という。）でキャッシュレス決済（QRコード決済、電子マネー決済、クレジットカード決済など）を可能とする決済端末に対応するセミセルフレジシステム及び自動釣銭機等を導入し、手数料等の支払における接触機会の減少、支払方法の選択肢増加による町民の利便性向上を目的とする。

3 履行場所

中泊町役場庁舎、小泊支所、総合文化センター「パルナス」

4 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年1月31日まで

（システムの使用期間は令和8年2月から令和10年3月までを想定）

5 業務内容

- （1）POSシステム（搭載機器含む）の導入
- （2）自動釣銭機の導入
- （3）キャッシュレス決済端末の導入
- （4）クラウド型集計機能
- （5）導入機器のセットアップ
- （6）セミセルフレジシステム等の操作研修の実施
- （7）運用業務に必要なマニュアルの提供
- （8）運用、機器保守の実施
- （9）その他、本業務に必要なもの

6 導入する想定機器と設置場所

導入する機器の想定機器と設置場所は次のとおりとする。なお、提案上限額を超えない範囲であれば、機器の増設は可能とする。

No	納入場所	自動釣銭機	POSシステム	キャッシュレス決済端末	クラウド型集計機能
1	税務会計課	○	○	○	○
2	町民課		○	○	○

3	小泊支所		○	○	○
4	博物館			○	○
5	パルナス事務室			○	

7 納入期限

令和8年1月30日（金）までとする。なお、納入にあたっては、納入期限までに納入、検品、設定等の確認し設置の上、運用に必要な設定登録及び職員への研修を行うこと。また、使用方法等に関する問い合わせに速やかに応じること。

8 導入機器の要件

(1) POSシステム（搭載機器含む）

ア 端末は、タッチパネル式で独立した15インチ以上のメインモニターとセカンドモニターを有すること。搭載するOSは最新バージョンであるとともに、最低5年間の運用を想定していることから、POSのバージョンアップは5年間無償で、OSのバージョンアップ等にも柔軟に対応できること。

イ 職員側・利用者側双方に「取扱商品名」、「支払額」の表示が可能であり、利用者側に表示される「精算・支払」等の表示をタッチ後に収納する形式でできること。

ウ 精算機能について、以下の要件を満たすこと。

A 取扱商品、支払い方法別の自動集計機能を有すること。

B ジャーナルデータのCSV等データ出力機能を有し、取引記録がデータ化可能であること。

C 既設プリンターに接続が可能な場合、帳票印刷が可能であること。

D 開庁時間途中での仮精算機能を有すること。

エ 導入するキャッシュレス決済端末及び自動釣銭機と連動し、POSシステムとキャッシュレス決済端末で金額の二度打ちが発生しないこと。

オ 44桁バーコードによる税金の納付書を使用し、POSで会計処理ができること。また、地方統一QRコード(eL-QRコード)と併用して会計処理ができること。

カ POS側の操作で、入出金・両替対応、自動釣銭機の全回収及び売上金のみの回収が対応できること。

キ レシートについては、現金を取り扱う場合は「領収書」、キャッシュレスの場合は「利用明細書」と印字されること。なお、任意の文言に編集できること。

ク キャッシュレス不可品目を誤って選択した場合に、現金決済しかできないように制御が可能になっていること。

ケ インボイス対応済みのPOSであること。

コ 連動する自動釣銭機の金種残量が多すぎる場合と少なすぎる場合、POS画面上で警告表示されるようにできていること。

サ 連動する自動釣銭機を使用した運用方法で、トラブル以外のお金の入出金作業は全てPOSからできるようになっていること。(POS側の操作で、入出金処理、両替対応、自動釣銭機の全回収及び売上金のみの回収が対応できること)

シ 顧客控えとなるレシートの印字が可能なサーマルプリンタが付属されPOSと連携していること。

ス POSと連携したバーコードリーダーが付属されていること。

(2) 自動釣銭機

ア 最大収納容量は、紙幣は、1万円紙幣100枚以上、5千円紙幣100枚以上、千円紙幣200枚以上であること。硬貨は、500円硬貨100枚以上、その他の硬貨120枚以上(これらを下回る自動釣銭機の場合は、補完しうる提案があれば参考とする。)であること。

イ 紙幣は、回収カセットからも回収できること。

ウ 一括して投入できる紙幣の枚数は20枚以上(これらを下回る自動釣銭機の場合は、補完しうる提案があれば参考とする。)であること。

エ 来客用の現金収納は、複数の職員での対応が不要であること。

オ 新紙幣(2024年7月3日発行)に対応した自動釣銭機であること。また今後発行される新紙幣及び新硬貨にも容易に改修対応ができること。

(3) キャッシュレス決済端末

①POSシステム(搭載機器含む)と一緒に設置する場合

ア タッチ決済リーダ、接触ICリーダ、デュアルヘッド磁気リーダが1つの端末に搭載されていること。また、PIN入力及びコード決済に対応していること。

イ 紛失・盗難カードの不正使用に対し、十分な防止措置を有すること。

ウ キャッシュレス決済の取消・返金が可能であること。

エ POSシステム(搭載機器含む)と連動可能であること。

②キャッシュレス決済端末のみを設置する場合

ア キャッシュレス決済端末は、QRコード、電子マネー、クレジットカード(磁気、ICチップ)の決済が全て1台で対応できるオールインワン型とする。

イ 紛失・盗難カードの不正使用に対し、十分な防止措置を有すること。

ウ キャッシュレス決済の取消・返金機能を有すること。

エ 後述のキャッシュレス端末用POSアプリも併せて導入し、インストール・設定するための費用は本調達に含めること。

オ 内蔵のレシート用紙に印字し出力する機能があること。

カ キャッシュ決済端末を別途調達とする場合は、提案するセミセルフレジシス

テムと連携可能なキャッシュレス決済端末の販売業者及び指定納付受託者（自社可）、商品名称・型番を記載したものを別途提示すること。

（４）キャッシュレス端末用POSアプリ

ア キャッシュレス端末によるキャッシュレス決済機能及び現金決済が可能なこと。

イ 決済日、商品種別、決済種別の金額及び件数について、期間を指定して集計し、集計データをCSV形式で外部出力する機能があること。

ウ 商品の追加登録及び商品名変更については、容易に職員側でも操作ができること。

（５）クラウド型集計機能

ア 日次、月次、年次の集計データを参照できるクラウドサービスを有し、１年間の利用料金を含むこと。

イ アクセスする人数は無制限であること。また同時にアクセスできる人数も無制限であること。

９ 機器設置の要件

（１）設置場所

ア 町の承諾を得た後に設置作業を行うこと。

イ セミセルフレジ及びキャッシュレス端末設置場所については５m以内の範囲にLANポート、３m以内の範囲に電源があるものと想定し、スイッチングハブやLANケーブル、電源タップ等を準備すること。

ウ 原則として、既存のカウンター上に設置できること。また、設置個所の窓口の幅員やカウンターの高さや形状、材質等が異なることから、やむを得ずカウンター上ではなく架台等を使用した設置を行う場合は、盗難防止等の措置が十分に講じられること。

エ 設置場所を事前に調査するとともに、職員からの希望を聴取し、個別の事情や職員からの要望に応えられる方法で設置が可能であること。

オ セミセルフレジの転倒・転落防止措置、及び盗難防止措置が十分に図られること。

（２）動作確認

町の担当者立会いの下で、十分に確認を行うこと。

（３）作業日時

上記（１）から（２）の設置等の作業は、窓口業務に支障を発生させないため、平日１７時３０分以降に行うことも含めて計画すること。

１０ 職員に対する操作研修

職員に対する操作研修はマニュアルを用いて導入までに行うこと。なお、運用開始日

は令和8年2月2日（月）以降を想定している。したがって、それまでに研修を終える必要があるため、設置時期については協議すること。

1.1 保守の要件

- （１） 導入する機器について、令和10年3月31日までの保守費用を含むものとする。
- （２） 保守体制について、カスタマーセンターなどの1次受付や責任者・保守内容及び保守依頼時の連絡先等を明記した体制表を提出すること。
- （３） 操作方法、運用上におけるトラブルに、365日かつ午前8時から午後10時までサポート対応が可能なこと。
- （４） 保守可能なサポート拠点が青森県内または近隣の市町村内にあること。
- （５） 故障した場合の対応（システムダウン時の復旧等をいう。以下同じ。）は、役場からの連絡後、出来る限り当日内（17時以降と土日祝日を除く）に着手できること。
- （６） 故障対応時の目標復旧時間は、着手後24時間以内とする。

1.2 検収及び納品物

納品物は次のとおりとし、内容及び詳細は協議の上決定する。

- （１） 調達機器一式
- （２） 操作手順等マニュアル 6部
- （３） マニュアル PDF データを格納した CD-R 等 1部
- （４） 業務完了報告書 1部

1.3 秘密保持に関する要件

業務遂行上知り得た秘密及び事実を一切他にもらさないこと。この守秘義務は、契約終了後も課されるものであり、従事する者が離職した場合も同様に遵守させること。

1.4 その他

- （１） 調達する物品は新品であること。
- （２） 調達の履行に当たって発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む）のために生じた経費については、事業者が負担すること。
- （３） 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項が生じた場合について、町と事業者双方協議の上決定する。